

一宮市議会事務局条例の一部を改正する条例

一宮市議会事務局条例(昭和35年一宮市条例第26号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p><u>一宮市議会事務局条例</u></p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第2項の規定に基き、一宮市議会に事務局_____を置く。</p> <p>第2条 <u>事務局</u>に次の職員を置く。 <u>事務局長</u> 書記 その他の職員</p> <p>第4条 <u>事務局長</u>は、議長の命を受け、<u>事務局一切</u>の事務を掌理し、所属職員を監督する。</p> <p>2 略</p> <p>第5条 <u>事務局職員</u>の分限、懲戒及び服務並びに給与、勤務条件等その他については、特に定めるものの外、一宮市職員に適用される条例、規則等を準用する。</p>	<p><u>一宮市議会局条例</u></p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第2項の規定に基き、一宮市議会に事務局として<u>議会局</u>を置く。</p> <p>第2条 <u>議会局</u>に次の職員を置く。 <u>議会局長</u> 書記 その他の職員</p> <p>第4条 <u>議会局長</u>は、議長の命を受け、<u>議会局一切</u>の事務を掌理し、所属職員を監督する。</p> <p>2 略</p> <p>第5条 <u>議会局職員</u>の分限、懲戒及び服務並びに給与、勤務条件等その他については、特に定めるものの外、一宮市職員に適用される条例、規則等を準用する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(一宮市議会基本条例の一部改正)
- 一宮市議会基本条例(平成28年一宮市条例第57号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>目次</p> <p>略</p> <p><u>第7章 議会事務局等(第19条—第21条)</u></p> <p>略</p> <p><u>第7章 議会事務局等</u> (<u>議会事務局</u>)</p> <p>第19条 <u>議会事務局</u>は、議長の統理する事務を補助し、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐する役割を担うものとする。 (<u>議会事務局の機能</u>)</p> <p>第20条 議長は、議会の政策立案機能を強化</p>	<p>目次</p> <p>略</p> <p><u>第7章 議会局等(第19条—第21条)</u></p> <p>略</p> <p><u>第7章 議会局等</u> (<u>議会局</u>)</p> <p>第19条 <u>議会局</u>は、議長の統理する事務を補助し、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐する役割を担うものとする。 (<u>議会局の機能</u>)</p> <p>第20条 議長は、議会の政策立案機能を強化</p>

させ、議会活動を円滑に行うため、専門的な知識経験を有する職員の配置及び育成を行う等、 <u>議会事務局</u> の機能及び組織体制の強化に努めるものとする。	させ、議会活動を円滑に行うため、専門的な知識経験を有する職員の配置及び育成を行う等、 <u>議会局</u> の機能及び組織体制の強化に努めるものとする。
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市議会委員会条例の一部改正)

3 一宮市議会委員会条例(昭和44年一宮市条例第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 略 2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会 10人 総合政策部、総務部及び財務部並びに会計課並びに消防本部及び消防署、 <u>議会事務局</u> 、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会並びに固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びにその他の委員会の所管に属さない事項 (2)～(4) 略	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 略 2 略 (1) 総務委員会 10人 総合政策部、総務部及び財務部並びに会計課並びに消防本部及び消防署、 <u>議会局</u> 、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会並びに固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びにその他の委員会の所管に属さない事項 (2)～(4) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

4 一宮市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年一宮市条例第19号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(定義) 第2条 略 2・3 略 4 この条例において「保有個人情報」とは、 <u>一宮市議会事務局</u> (第12条第4項において「事務局」という。)の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、一宮市情報公開条例(平成12年一宮市条例第33号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2項に規定する行政文書	(定義) 第2条 略 2・3 略 4 この条例において「保有個人情報」とは、 <u>一宮市議会局</u> (第12条第4項において「議会局」という。)の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、一宮市情報公開条例(平成12年一宮市条例第33号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2項に規定する行政文書

<p>(以下「行政文書」という。)に記録されているものに限る。</p> <p>5～13 略 (利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を<u>事務局</u>の特定の課又は職員に限るものとする。</p> <p>5 略</p>	<p>(以下「行政文書」という。)に記録されているものに限る。</p> <p>5～13 略 (利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を<u>議会局</u>の特定の課又は職員に限るものとする。</p> <p>5 略</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。